

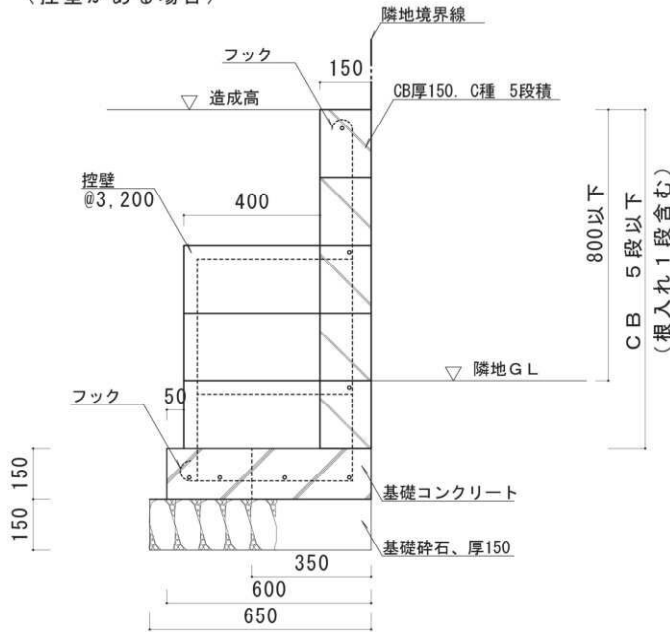
# IV 参 考 図 集

※この参考図集は技術的基準に基づき標準図を例示したものです。  
設計条件その他の諸条件により適切に設計してください。  
なお、参考図に基づかない仕様とする場合は、構造計算等で安全性を確認  
します。

○建築用CB積 参考図（例一）

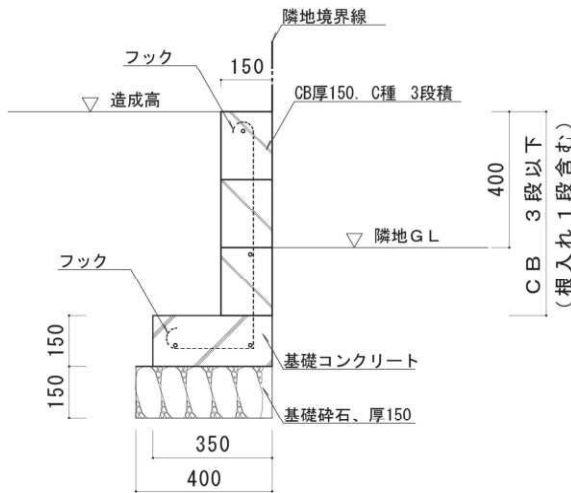
建築用CB積 土留基準  
（立上り部がCBによる場合）

【4段積み以上の場合】  
（控壁がある場合）



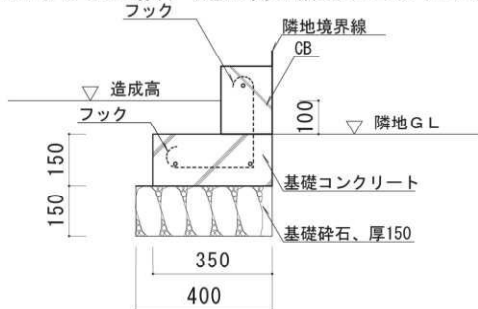
- ・CB積は根入れ1段を含み5段以下とすること。
  - ・ブロックはC種-150を使用すること。
  - ・根入れ1段を含み4段以上となる場合は控壁が必要。
  - ・控壁はCB積天端（造成高）から2段下がりとする。
  - ・必要に応じて水抜穴を設けること。
  - ・鉄筋はD10以上とすること。
  - ・壁内は縦横@800以下で配筋すること。
  - ・端部にはフックを設けること。
- ※フェンスを設置する場合は、事前に協議を行うこと。

【3段積み以下の場合】  
（控壁がない場合）



- ・CB積は根入れ1段を含み3段以下とすること。
  - ・ブロックはC種-150を使用すること。
  - ・必要に応じて水抜穴を設けること。
  - ・鉄筋はD10以上とすること。
  - ・壁内は縦横@800以下で配筋すること。
  - ・端部にはフックを設けること。
- ※フェンスを設置する場合は、事前に協議を行うこと。

【土留めとみなさない場合（造成高が隣地GLより10cm以下）】

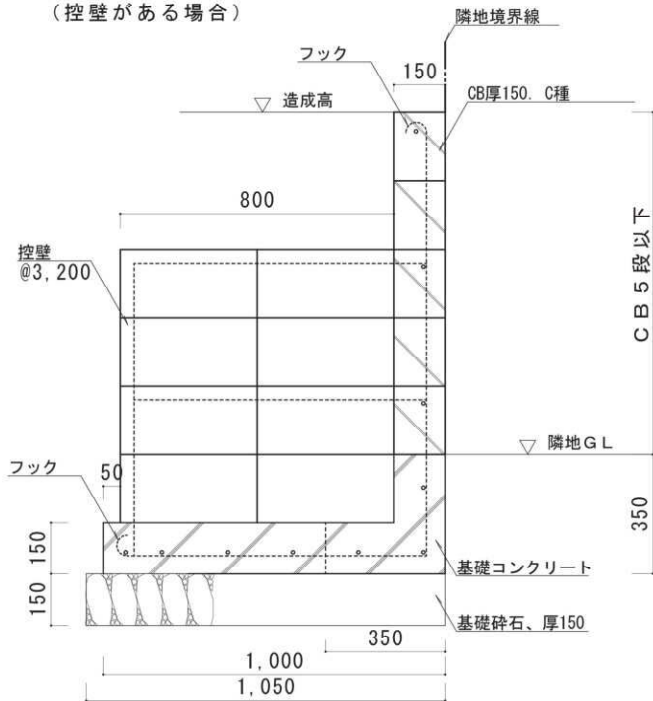


- ・隣地GLとの高低差が10cm以下の場合は土留めとみなさない。
- ・端部にはフックを設けること。

○建築用CB積 参考図（例—2）

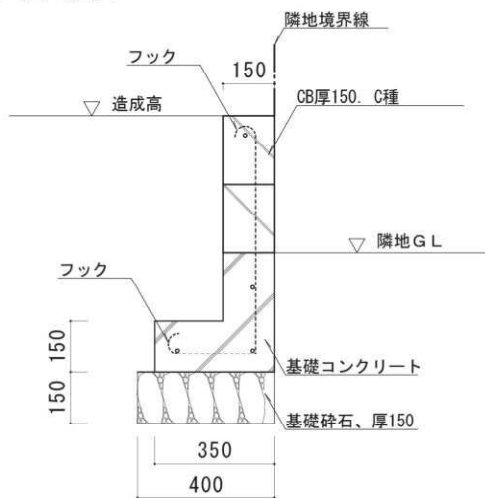
建築用CB積 土留基準  
（立上り部が現場打による場合）

【3段積み以上の場合】  
（控壁がある場合）



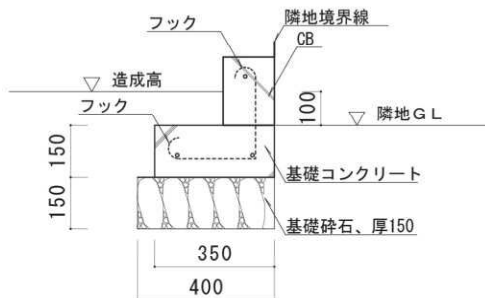
- ・CB積は5段以下とすること。
  - ・ブロックはC種-150を使用すること。
  - ・3段以上となる場合は控壁が必要。
  - ・控壁はCB積天端（造成高）から2段下がりとすること。
  - ・控壁は2列で施工すること。
  - ・必要に応じて水抜穴を設けること。
  - ・鉄筋はD10以上とすること。
  - ・壁内は縦横@800以下で配筋すること。
  - ・端部にはフックを設けること。
- ※フェンスを設置する場合は、事前に協議を行うこと。

【2段積み以下の場合】  
（控壁がない場合）



- ・CB積は2段以下とすること。
  - ・ブロックはC種-150を使用すること。
  - ・必要に応じて水抜穴を設けること。
  - ・鉄筋はD10以上とすること。
  - ・壁内は縦横@800以下で配筋すること。
  - ・端部にはフックを設けること。
- ※フェンスを設置する場合は、事前に協議を行うこと。

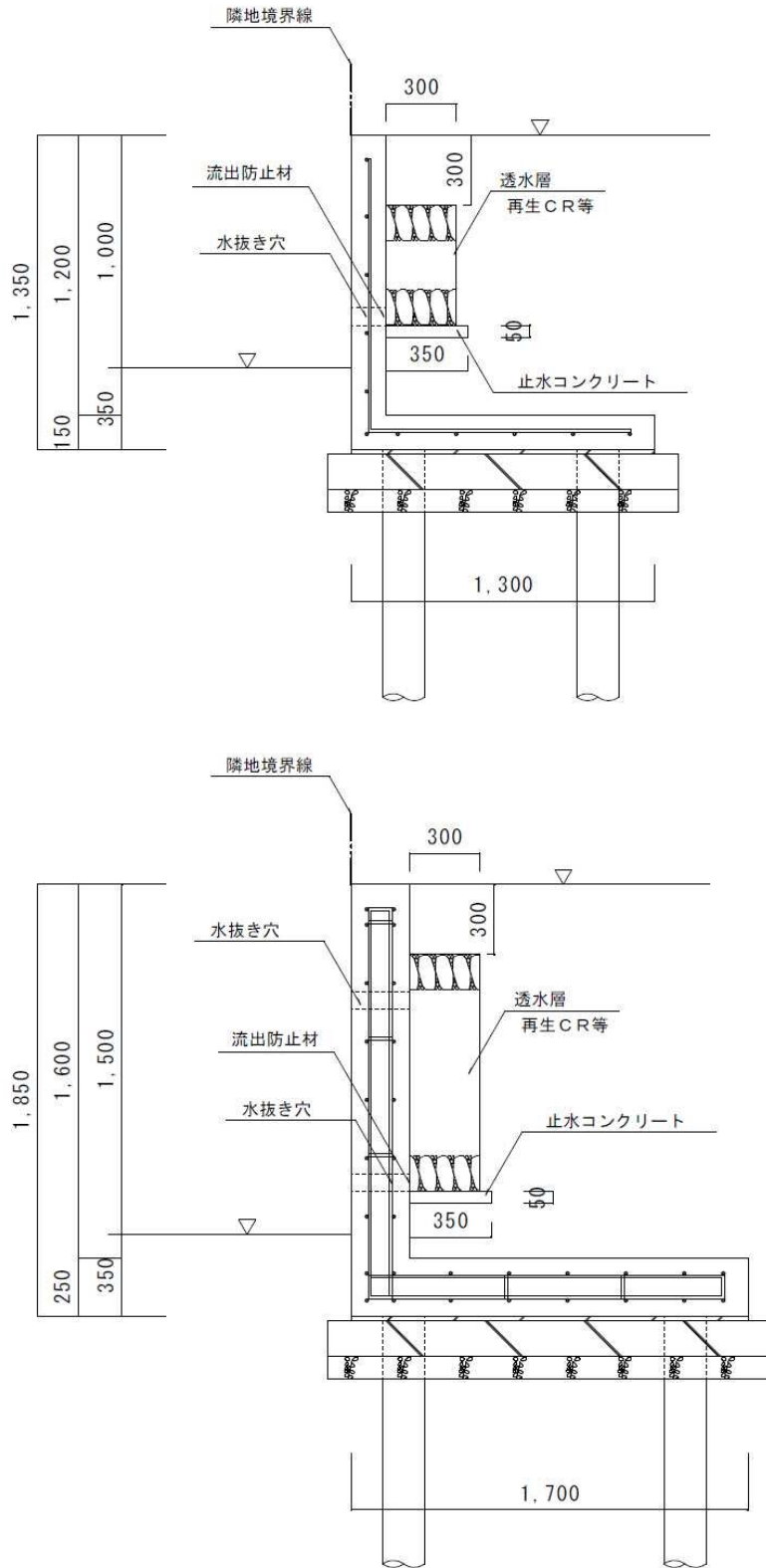
【土留めとみなさない場合（造成高が隣地GLより10cm以下）】



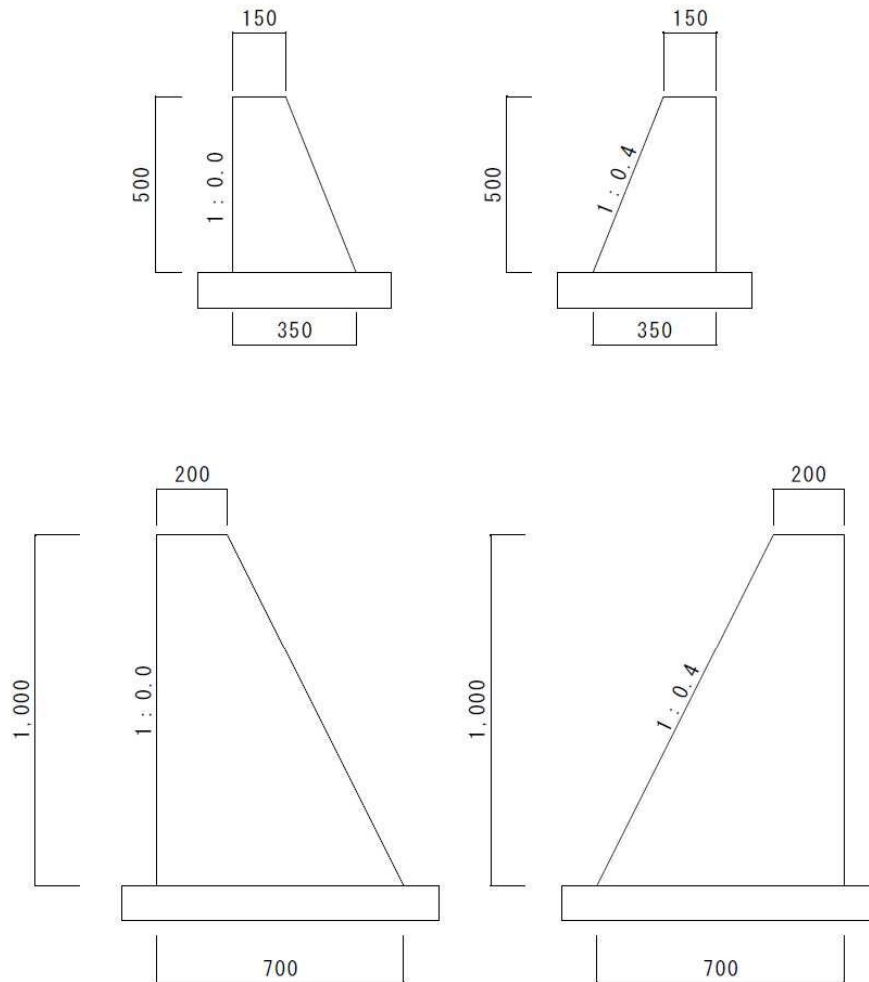
- ・隣地GLとの高低差が10cm以下の場合は土留めとみなさない。
- ・端部にはフックを設けること。

鉄筋コンクリート造擁壁（L型） 標準断面図

（盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mをこえるがけ等）



現場打擁壁（小型重力式）標準断面図  
 （盛土をした土地の部分に生ずる高さが1 m以内のがけ等）

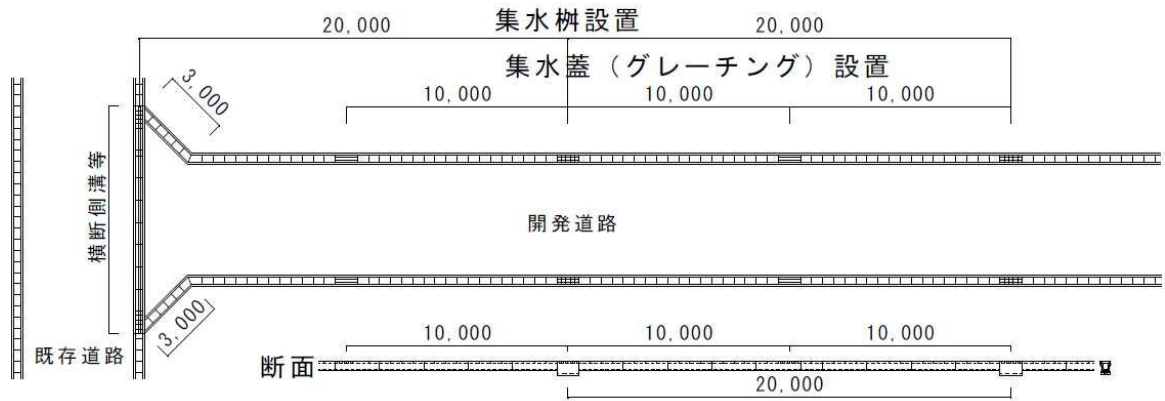


**注意事項**

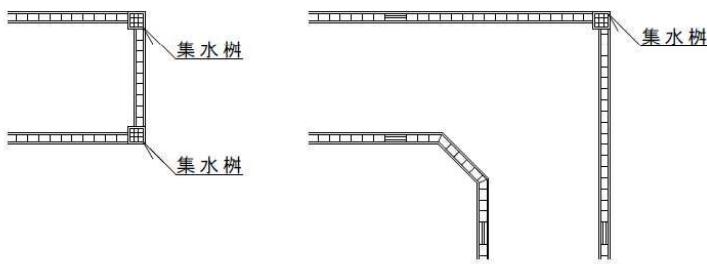
1. 図は標準図を示しており、設計条件により設計すること。  
 ※設計条件（裏込め土の種類、地盤反力度、滑動摩擦係数等）
2. 中間の設計条件に対しては、直近上位のものとすること。
3. 基礎材は、基礎地盤の状況に応じて別途設計すること。
4. 伸縮目地の間隔は、10 m以下とすること。また、擁壁前面にV字型の鉛直打継目を設けるのが望ましく、その間隔は、5 m以下を標準とする。
5. 水抜管は、塩化ビニールパイプ（φ75）を壁面3 mにつき1箇所設置すること。
6. 水抜孔周辺は、吸出し防止工を施工すること。

○開発道路 参考図 1

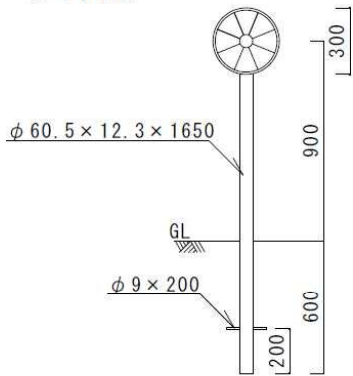
【開発道路 標準図】



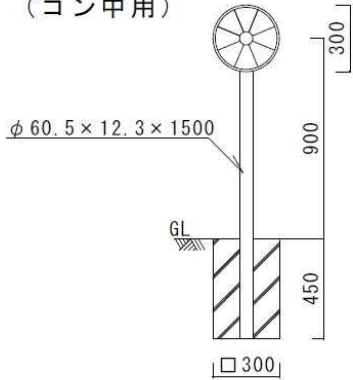
【屈曲部 集水樹設置例】



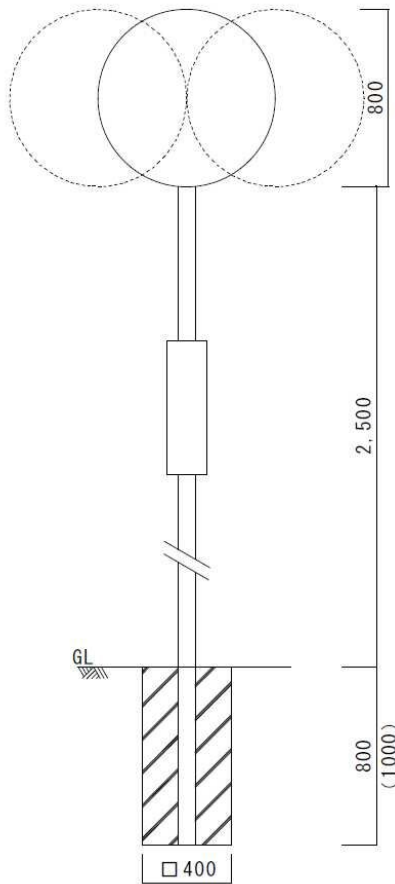
【視線誘導標 標準図】  
(土中用)



(コン中用)



【道路反射鏡 標準図】



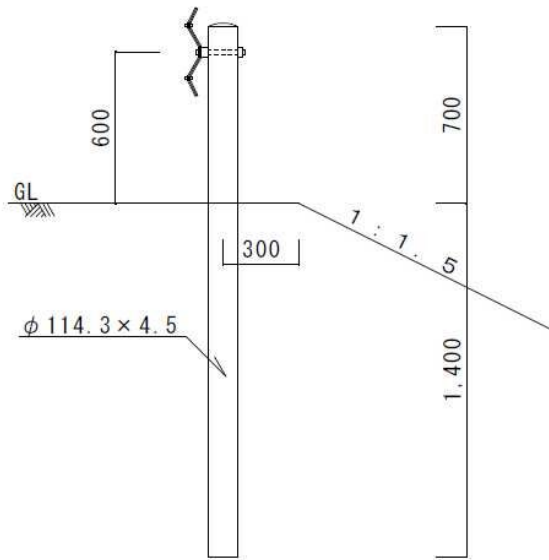
標準基礎寸法表

	□ 500	□ 400	□ 300
一面鏡	φ 600	600	700
	φ 800	700	800
	φ 1000	800	900
二面鏡	φ 600	700	800
	φ 800	900	1000
	φ 1000	1100	1300

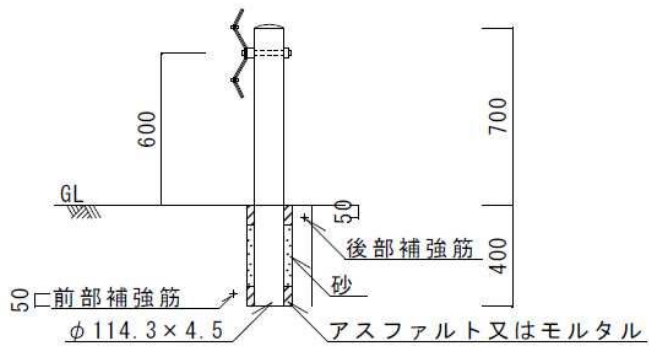
※道路反射鏡ハンドブックによる

○開発道路 参考図 2

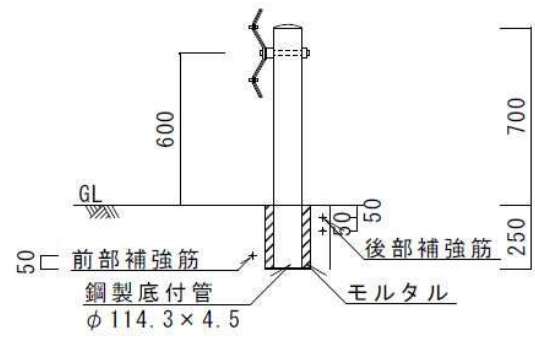
【防護柵設置 標準図】  
(土中用)



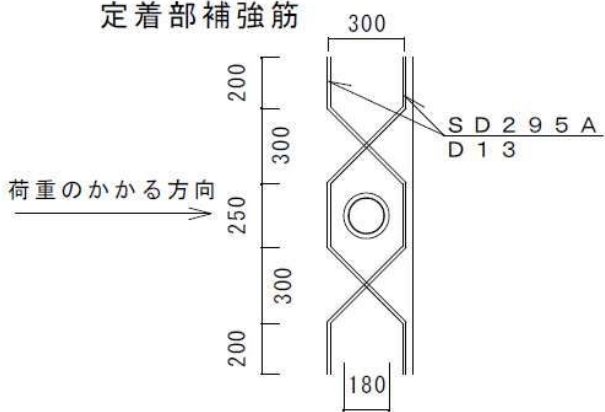
(コン中用：埋め込み深さ400mm)



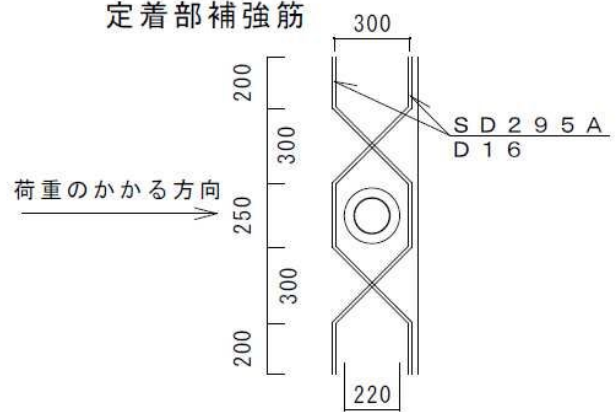
(コン中用：埋め込み深さ250mm)



定着部補強筋



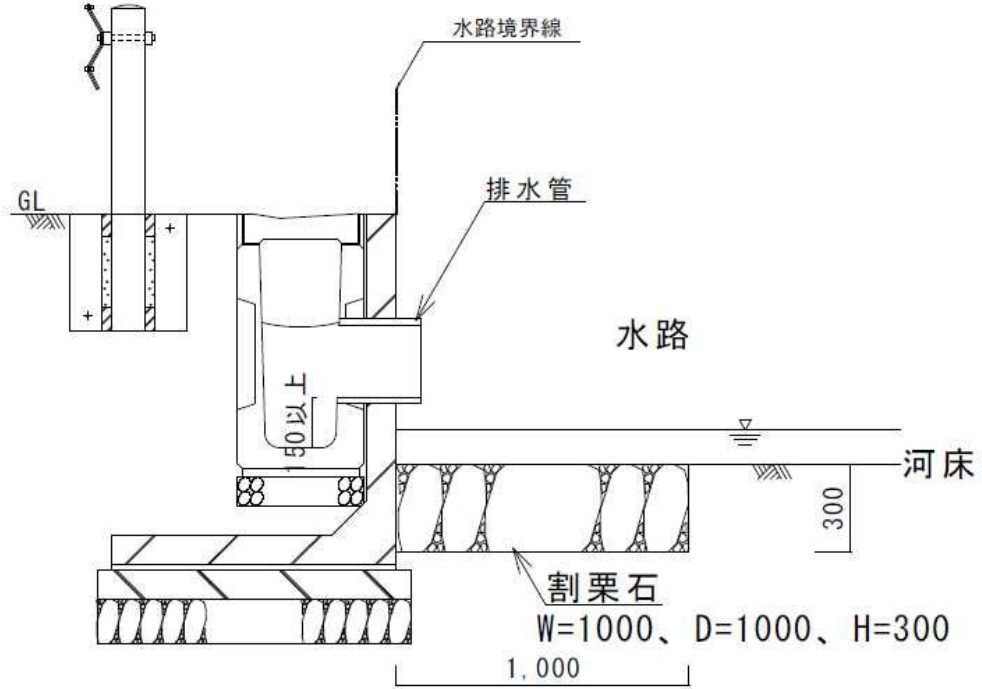
定着部補強筋



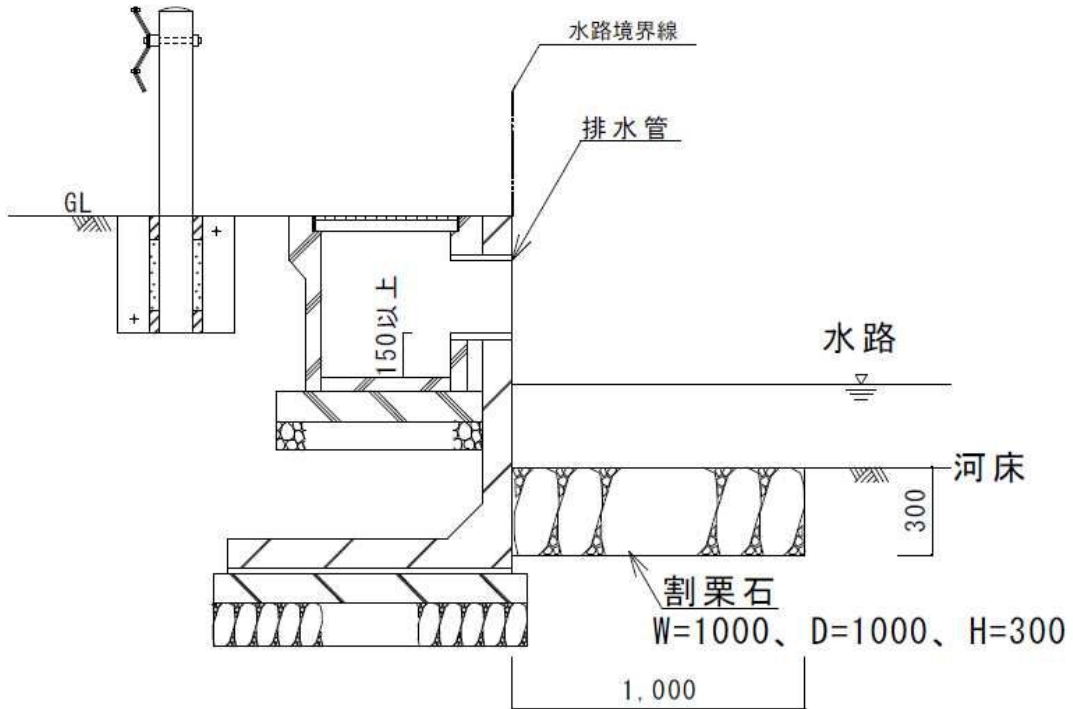
○開發道路 参考図 3

【洗堀防止 標準図】

○断面図 1



○断面図 2



## ※開発道路設計 注意事項

### 1 道路側溝

- (1) 道路の両側に、雨水等を有効に排水するために必要な道路側溝を設置すること。  
(施行規則第24条第2号)ただし、水路に隣接して開発道路を整備する場合等、排水に支障がないと市長が認める場合については片側で認めるものとする。
- (2) U型側溝の内法幅及び深さは、最低25cm以上とすること。ただし、合併浄化槽を接続することとなるものについては最低30cm以上とすること。
- (3) 側溝の長さが20mを越える場合は20m以内ごとに集水柵を設置すること。
- (4) 側溝の蓋は10m以内ごとに集水蓋又はグレーチング蓋とすること。
- (5) 道路を横断する排水施設を設置する場合は横断用側溝又は横断暗渠を布設すること。
- (6) 屈曲部、勾配変化点、合流箇所等の特に集水を必要とする箇所には柵を設置すること。
- (7) 道路排水は、道路用地又は公共用地を経て流末排水すること。ただし、分譲宅地の場合で法第33条第4項の基準等により予定建築物の敷地面積の最低限度を確保するため又は土地利用計画上、開発道路から直接排水することが困難であり排水路を計画して排水することが適当であると市長が認める場合については、排水路を整備することが出来るものとする。
- (8) (7)の排水路の幅については1.5m以上確保するものとし、進入防止柵等を設置すること。また、表面はコンクリート又はアスファルト舗装を施すこと。なお、排水路長さが4m以内の場合はこの限りではない。
- (9) 法定外公共物等(水路)に直接排水する場合、洗堀防止等公共施設管理者と十分協議すること。
- (10) 洗堀防止については、河床内に栗石敷きとし幅1.0m×奥行き1.0m×厚30cmとすること。ただし、現地の状況により別途河川管理者と協議した場合はこの限りではない。

### 2 道路擁壁

- (1) 道路の土留めはL型擁壁、積みブロック等とし、CB積ではないこと。なお、水抜き穴からの排水については隣地に支障がないものとする。
- (2) 隣地の地盤高さが道路高さより10cmより低い場合は土留め擁壁を設置すること。
- (3) 擁壁については隣地地盤高さより0.15Hかつ35cm以上根入れすること。

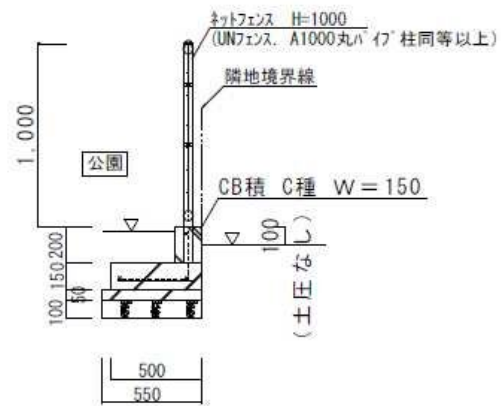
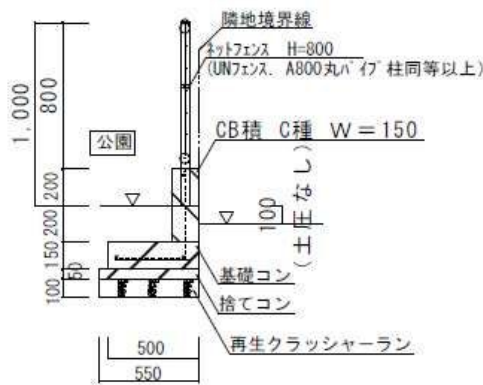
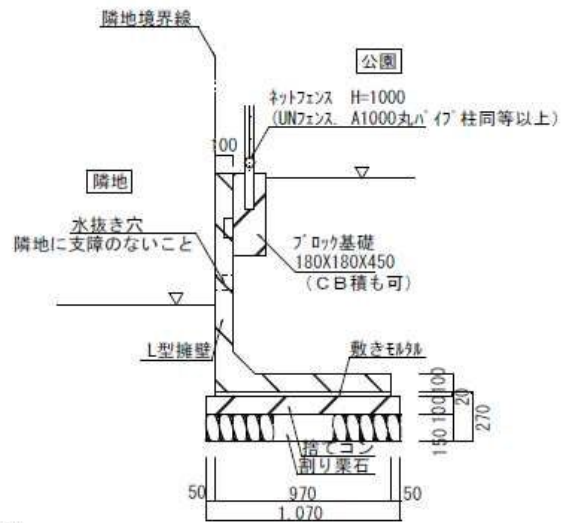
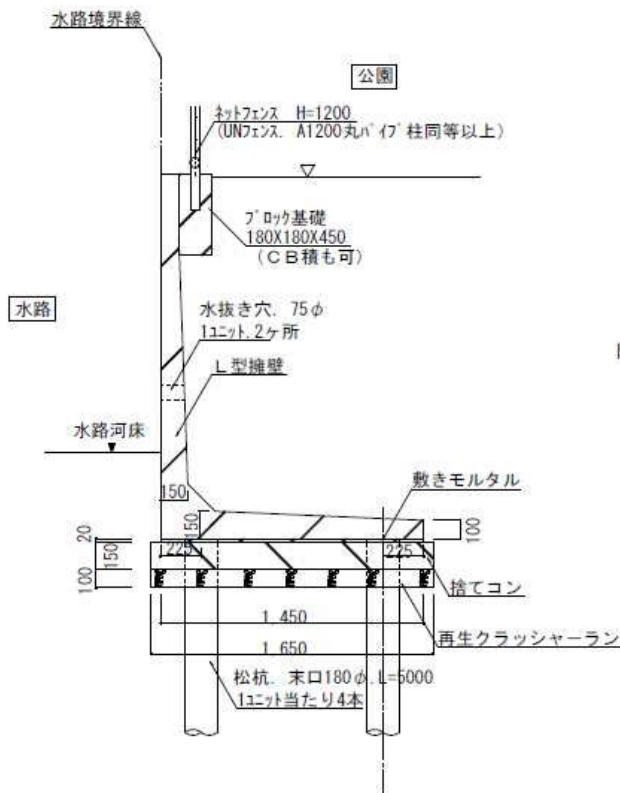
### 3 安全施設

- (1) 道路ががけ面又は河川に接している場合は安全施設(防護柵)を設置すること。  
なお、隣地の地盤高さが道路高さより50cm以上低い場合はがけ面とみなす。
- (2) 防護柵を設置する場合、隣地等との隙間は25cm以下とすること。ただし、フェンス等により河川等への転落の危険性がない場合についてはこの限りではない。
- (3) 開発行為により、道路幅員に著しい相違が生じる場合、視線誘導標(反射体φ300)を設置すること。ただし、市長が必要ないと認めた場合についてはこの限りではない。
- (4) 開発区域内の道路及び開発道路が接続することとなる既存道路について、通行車両及び歩行者の安全のために必要と判断される場合には道路反射鏡を設置すること。
- (5) 道路管理者、所管警察署及び市長が必要と認める道路については、区画線、道路標識、照明施設等の設置を行うこと。
- (6) 道路標識及び防護柵については、「道路標識設置基準」「防護柵の設置基準・同解説」等を参考とすること。

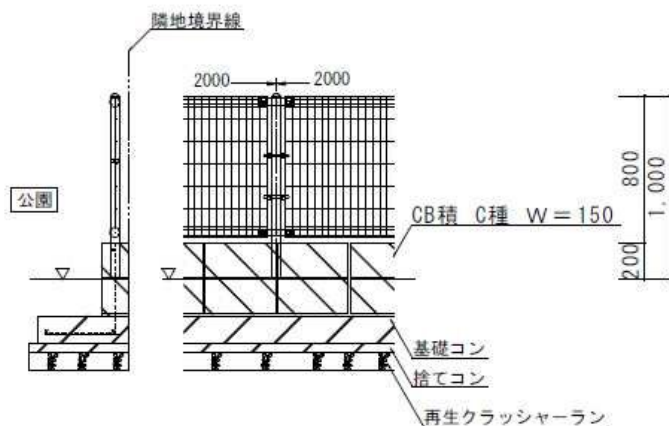
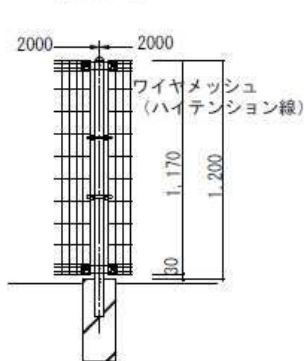
### 4 橋梁

- (1) 水路構造物は、カルバート構造(ボックスカルバート)を基本とする。
- (2) 橋梁は、原則として鉄筋コンクリート造とし、設計荷重25tとすること。ただし、上載加重等考慮したうえで市長が認める場合は、この限りではない。
- (3) 地覆は、高さ25cm、幅30cm以上とすること。ただし、防護柵等設置する場合で基礎の配筋上又は防護柵の基礎構造上支障がない場合はこの限りではない。
- (4) 河川及び幹線排水路等に橋梁(道路橋)を設置する場合は、「道路橋示方書」「防護柵の設置基準・同解説」等に基づき設計し、構造計算等の資料を提出するとともに、公共施設管理者と十分協議を行うこと。

※擁壁設計例等

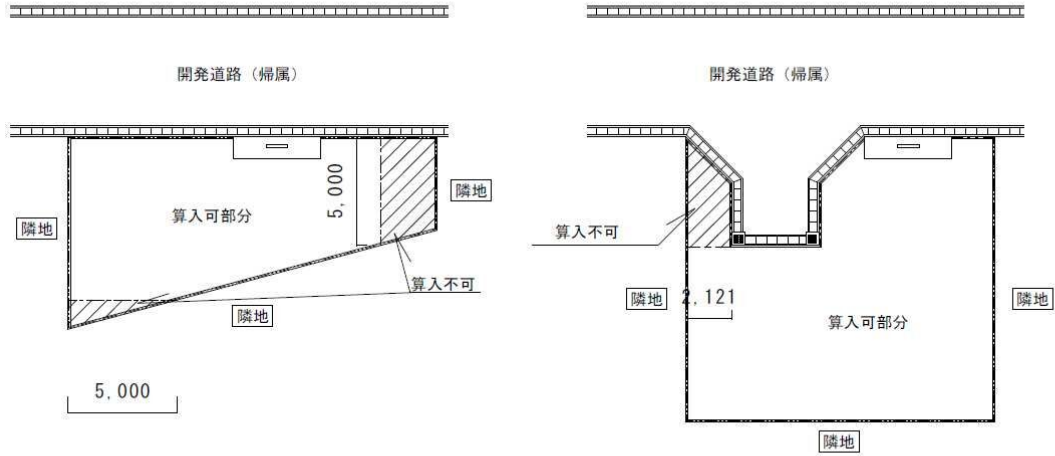


※フェンス設計例



○開発公園 参考図 2

※幅が 5 m 以下の部分で算入できない例



※短辺が長辺の半分以上の長方形とするものとする。

